

茨城県報

号外第229号

昭和55年 7 月25日

金 曜 日

(明治35年 3 月17日)
第三種郵便物認可

目 次

告 示

(選挙管理委員会)

- | | ページ |
|---|-----|
| ●昭和55年 8 月 6 日に茨城海区及び霞ヶ浦北浦海区の漁業調整委員会委員の任期満了による一般選挙の実施…………… | 1 |
| ●昭和55年 8 月 6 日に行われる茨城海区及び霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会委員一般選挙の選挙長及び選挙長に事故があり又は欠けた場合において、その職務を代理すべき者の選任…………… | 2 |
| ●昭和55年 8 月 6 日に行われる茨城海区及び霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙会の場所及び日時…………… | 2 |
| ●日立市東海村開票区の設置…………… | 3 |

(選 挙 長)

- | | |
|--|---|
| ●昭和55年 8 月 6 日に行われる霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長の事務を行う場所…………… | 3 |
| ●昭和55年 8 月 6 日に行われる霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会委員一般選挙において、選挙立会人となるべき者が10人を超えた場合のくじを行う場所及び日時…………… | 3 |
| ●昭和55年 8 月 6 日に行われる茨城海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長の事務を行う場所…………… | 4 |
| ●昭和55年 8 月 6 日に行われる茨城海区漁業調整委員会委員一般選挙において、選挙立会人となるべき者が10人を超えた場合のくじを行う場合及び日時…………… | 4 |

告 示

(選 挙 管 理 委 員 会)

茨城県選挙管理委員会告示第54号

委員会の議決を経て、漁業法第94条において準用する公職選挙法第33条第1項の規定により、昭和55年 8 月 6 日に茨城海区及び霞ヶ浦北浦海区の漁業調整委員会委員の任期満了による一般選挙を行う。

選挙すべき人員及び投票の時間は、次のとおりである。

昭和55年 7 月25日

茨城県選挙管理委員会

委員長 八 木 下 繁 一

1 選挙すべき人員

茨城海区漁業調整委員会委員 9人

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会委員 6人

2 投票の時間

午前7時から午後6時まで

ただし、県選挙管理委員会の承認を得て投票時間を短縮している投票区についてはその投票時間

茨城県選挙管理委員会告示第55号

委員会の議決を経て、漁業法第94条において準用する公職選挙法第75条第3項及び漁業法施行令第9条において準用する公職選挙法第80条第1項の規定により、昭和55年8月6日に行われる茨城海区及び霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会委員一般選挙の選挙長及び選挙長に事故があり又は欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

昭和55年 7 月25日

茨城県選挙管理委員会

委員長 八木下 繁 一

区 別	選挙長 同職務代理者別	住 所	氏 名
茨城海区漁業調整委員会委員一般選挙	選挙長	茨城県那珂湊市平磯町1344	二 川 清
	同上職務代理者	茨城県那珂湊市東本町5番11号	笹 島 利 昌
霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会委員一般選挙	選挙長	茨城県行方郡麻生町大字島並448番地	平 山 操
	同上職務代理者	茨城県行方郡麻生町大字白浜298番地	小 澤 高 之

茨城県選挙管理委員会告示第56号

委員会の議決を経て、漁業法第94条において準用する公職選挙法第78条の規定により、昭和55年8月6日に行われる茨城海区及び霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。

昭和55年 7 月25日

茨城県選挙管理委員会

委員長 八木下 繁 一

名 称	場 所	日 時
茨城海区漁業調整委員会委員 一般選挙選挙会	那珂湊市役所	昭和55年 8 月 8 日 午時10時
霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員 会委員一般選挙選挙会	麻 生 町 役 場	昭和55年 8 月 8 日 午時10時

茨城県選挙管理委員会告示第57号

委員会の議決を経て、漁業法第94条において準用する公職選挙法第18条第2項の規定によつて、日立市開票区と東海村開票区とを合併して、日立市東海村開票区を設ける。

昭和55年 7 月25日

茨城県選挙管理委員会

委 員 長 八 木 下 繁 一

(選 挙 長)

選挙長告示第1号

昭和55年 8 月 6 日に行われる霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

昭和55年 7 月25日

霞ヶ浦北浦海区業調整委員会委員一般選挙

選 挙 長 平 山 操

場 所 茨城県庁内茨城県選挙管理委員会事務室

選挙長告示第2号

昭和55年 8 月 6 日に行われる霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会委員一般選挙において、選挙立会人となるべき者が10人を超えた場合のくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

昭和55年 7 月25日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会委員一般選挙

選 挙 長 平 山 操

1 場 所 茨 城 県 庁

1 日 時 昭和55年 8 月 4 日 午前10時

選挙長告示第1号

昭和55年8月6日に行われる茨城海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

昭和55年7月25日

茨城海区漁業調整委員会委員一般選挙

選挙長 二 川 清

場 所 茨城県庁内茨城県選挙管理委員会事務室

~~~~~  
**選挙長告示第2号**

昭和55年8月6日に行われる茨城海区漁業調整委員会委員一般選挙において、選挙立会人となるべき者が10人を超えた場合のくじを行う場合及び日時を次のとおり定める。

昭和55年7月25日

茨城海区漁業調整委員会委員一般選挙

選挙長 二 川 清

1 場 所 茨 城 県 庁

1 日 時 昭和55年8月4日 午前10時

~~~~~  
毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1,200 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所